

宿泊約款 TERMS & CONDITION FOR ACOMMODATION CONTRACTS

公立学校共済組合浅間温泉保養所

<適用範囲>

- 第1条 当保養所が宿泊客との間で締結する宿泊規約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は習慣によるものとします。
- 2 当保養所は前項の規定に関わらずこの約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

<宿泊契約の申し込み>

- 第2条 当保養所に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当保養所に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名 (2) 宿泊日 (3) 宿泊者連絡先 (4) その他当保養所が必要と定める事項
- 2 宿泊客が宿泊中に前項第2項の宿泊日を超えて宿泊の断続を申し入れた場合、当保養所はその申し出がなされた時点で新たな宿泊客の申し込みがあったものとして処理します。

<宿泊契約の成立>

- 第3条 宿泊契約は当保養所が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

<宿泊契約締結の拒否>

- 第4条 当保養所は次に掲げる理由において宿泊契約の締結に応じない事があります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする利用者が宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会性力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又は構成員であるとき。
- (7) 宿泊使用とする者が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつ同様な行為を行ったと認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする利用者が伝染病であると明らかに認められるとき。
- (9) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 当保養所所在地の都道府県条例の規定する事項に該当するとき。
- ・泥酔、言動が著しく異常で他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがある。
 - ・著しく不潔な身体、又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れがある。

<宿泊客の契約解除権>

第5条 宿泊客は、当保養所に申し出て宿泊契約を解除することができます。

- 2 当保養所は宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表により違約金を申し受けます。
- 3 当保養所は宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 10 時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

<当保養所の契約解除権>

第6条 当保養所は次に掲げる場合において宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊客が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) お客様が泥酔等により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れがあるとき。他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (6) 宿泊客が、暴力団等であるとき。
 - (7) 宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
 - (8) 宿泊客が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (10) 宿泊客が、当保養所が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (11) 寝室での寝タバコ、消防設備等に対するいたづら、その他当保養所が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）を守らないとき。
- 2 当保養所が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供をうけていない宿泊料金等の料金はいただきません。

<宿泊の登録>

第7条 宿泊客は宿泊当日、当保養所のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、職業及び車両ナンバー
 - (2) 外国人にあつては国籍、旅券番号、入国他、及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

<客室の使用時間>

第8条 宿泊客が当保養所の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日の午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には到着日、及び出発日を除き終日使用することができます。（プラン等では変更があります。）

- 2 当保養所は前項の規定に関わらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
午後 3 時まで お一人様 1 時間 1, 190 円（税・サ込）

<利用規則の遵守>

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当保養所が定めた利用規則に従っていただきます。

<営業時間等>

第10条 当保養所の主なサービスの営業時間は次のとおりとし、その他のサービス等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット等で御案内いたします。

- (1) 門限は午後11時までとします。
- (2) 宿泊フロントは午前7時から午後9時30分とします。

<料金の支払い>

第11条 料金の支払いは通過又は当保養所が認めた利用補助券により宿泊客の出発の際、又は当保養所が請求したとき当保養所のフロントにて会計を行っていただきます。

- 2 当保養所が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金をいただきます。
- 3 当保養所は宿泊料金の前払い又は預り金を申し受けることがあります。

<施設の責任>

第12条 当保養所は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその限りではありません。

<宿泊客の責任>

第13条 宿泊客の故意又は過失により当保養所が損害を被ったときは、当該宿泊客は当保養所に対して損害を賠償していただきます。

<契約した客室の提供ができないときの取扱い>

第14条 当保養所は宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

<駐車場の責任>

第15条 宿泊客が当保養所の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何に関わらず、当保養所は場所をお貸しするものであり、車両の管理責任まで負うものではありません。
ただし、駐車場の管理にあたり、過失により損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

【別表1】

違約金（第5条2項関係）

	不泊	当日	前日	5日前まで	14日前
9名様まで	100%	100%	80%	10%	—
10名様以上	100%	100%	80%	30%	20%